

## ◎平成29年12月農業委員会議事録

開催日時 平成29年12月11日（金） 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也  
岡 牧生 本田博士 中山 忍 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一  
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫  
岩永俊夫

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、中山忍委員、村上卓也委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第18号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第19号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第20号 農地法第4条の届出について
- 4) 議案第31号 農地法第3条の許可申請について
- 5) 議案第32号 農地法第4条の許可申請について
- 6) 議案第33号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第18号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第18号農地法第18条第6項の規定による届出が2件あつ



次のページをご覧ください。番号2。通知者。所有者。嘉島町井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。嘉島町井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件は井寺字弥四郎〇〇〇。畑。333㎡。同じく弥四郎〇〇〇。畑。836㎡。同じく町頭〇〇〇。畑。889㎡。同じく三番割〇〇〇。田。1,473㎡。同じく琵琶島〇〇〇〇-〇〇。畑。6㎡。同じく苜田〇〇〇〇。田。882㎡。同じく苜田〇〇〇〇-〇。田。2,860㎡。同じく苜田〇〇〇〇-〇。田。100㎡。同じく高畑〇〇〇〇。畑。23㎡。同じく菅無田〇〇〇〇。田。1,600㎡。同じく富屋敷〇〇〇〇。畑。337㎡。合計面積は9,339㎡です。権利の内容は所有権で、権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は、平成29年9月4日。届出日は平成29年11月16日。あっせん等の希望はありません。

次のページをご覧ください。番号3。通知者。所有者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。取得者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件は鯰字長橋〇〇〇〇。田。3,099㎡となっております。権利の内容は所有権で、権利を取得した事由は相続です。権利を取得した日は、平成29年11月28日。届出日は平成29年12月5日。あっせん等の希望はありません。

以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第20号 農地法第4条の規定による農地転用の届出について

議 長 　　続きまして報告第20号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出が1件っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　はい。では、議案書をご覧ください。番号1。申請人。嘉島町大字鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。申請物件は大字鯰字高八〇〇〇〇-〇。田。414㎡。同じく高八〇〇〇〇-〇。153㎡。田。合計面積が567㎡です。申請理由は共同住宅です。施設の概要は木造2階建てが1棟となっております。次のページをお願いします。位置図を示しております。南北445号の道路が走っておりまして、その中心部に申請地として斜線で示しております。次のページを見てくださいと、字図を示していただいております。〇〇〇〇-

〇と隣接して〇〇〇〇－〇が今回転用の届け出があったところ  
でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、説明がありました案件は、市街化区域の農地転用  
でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 　続きまして議案第31号農地法第3条第1項の規定による農地  
の転用許可申請が1件っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 　ご説明いたします。すみません。その前に議案を1件しか載せて  
いなかったのですが、先ほど追加でお配りした議案番号2で  
2件となります。修正をお願いします。

それでは議案番号1の説明をいたします。申請人。譲渡人。嘉島  
町井寺〇〇〇－〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町北甘木〇〇〇〇－〇。  
〇〇〇。申請物件は井寺小迫原〇〇〇。畑。380㎡です。譲受人  
の経営状況としましては、耕作面積は田が、12,760㎡です。  
畑、3,646㎡。合計は16,406㎡です。家族数は3人。労  
働力は3人。農機具はトラクター、耕運機、田植え機、コンバイン  
いずれも所有となっています。申請理由は譲り渡し人の申し出によ  
るものです。

次のページをご覧ください。申請地の位置図を示しております。  
ですが、高速道路の西側に位置する農地で色を付けた部分です。こ  
ちらが前回の農業委員会でご説明いただいたのですが、最初行った  
時が資材置き場みたいになっていたのですね。このままでは、許可  
が出せませんということで、こちらから指導したところすぐに解消  
されて、先月の農業委員会が終わった後、また〇〇委員と〇〇委員  
も一緒に確認に行きまして、ちゃんと農地に復旧が済んでおりまし  
たので、今回かけさせていただいております。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に  
適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請農地は現在、小作契約等は結ばれておりませんので、  
使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地

元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われます。次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が16,406㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地周辺で耕作をしており、また申請書にも周辺にも農業の経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もないければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2について説明をお願いします。

事務局 　はい。先ほど追加でお配りした紙を見ていただければと思います。番号2。申請人。譲渡人。佐賀県小城市芦刈町浜枝川〇〇〇〇。〇〇〇。譲受人。嘉島町犬渕〇〇〇ー〇。〇〇〇。申請物件は犬渕竹ノ下〇〇〇ー〇。田。564㎡です。譲受人の経営状況についてですが、耕作面積は田5,882㎡です。家族数5人。労働力2人。農機具はトラクター、田植え機、管理機、コンバインについては生産組合で所有されているものを使われているというところです。申請理由は譲り渡し人の申し出によるものとなっております。

次のページをご覧ください。位置図を示しております。カラーで印刷している分をご覧ください。犬渕公民館のちょうど北側に位置する農地でピンク色で色付けしている農地が申請地になります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請農地は現在、小作契約等は結ばれておりましたが、今回売買契約に伴い解約されますので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われまます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5,882㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また申請書にも周辺にも農業の経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委 員 　ありません。(委員一同)

議 長 　何ものなければ、承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第32号 農地法第4条の許可申請について

議 長 　続きまして、議案第32号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請が1件っております。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　はい。議案第32号の議案書を1枚めくっていただきまして、番

号1。申請人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇。申請物件については、大字上島字古塘床〇〇〇〇番地〇。台帳地目が田。現況地目が宅地。面積が287㎡。もう1筆ございまして、大字の上島字古塘床〇〇〇〇番地〇。台帳地目が田。現況地目が田。面積が102㎡。転用許可の面積が389㎡でございます。申請理由については、個人住宅。施設の概要については、木造平屋建てでございます。農用区域については農用区域でない旨の証明があります。隣接同意書についてはすべてご自身〇〇〇の所有地でありましたので同意書の添付はございません。資金証明書は添付ありました。開発許可は農家住宅なので不要です。地元委員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示しております。南側に445号浜線が東西に走っておりまして、その右上に斜線を引いているところが申請地でございます。もともとご自宅がこの敷地にあったということでございます。次、めくっていただきますと、字図を示させていただきます。図の中央の〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇が位置でございます。1枚めくっていただきますと、配置図と排水計画図を示しております。雨水については、北側に大きな水路がありますので、そちらに流していただいて、生活雑排水汚水については、下水道が通ってきておりますので、そちらで対応していただくことになっております。続きまして、1枚めくっていただきますと、始末書が添付されております。一部、宅地にかかっておりましたので、始末書の添付を求めました。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いいたします。

〇〇委員 はい。先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため農地区分としては第2種農地と思われまます。

農業上の支障についてですが、北西側に農地集団がありますが、日照、通風、農作業上の支障はないものと思われまます。現地を確認しますと、すでに住宅地として利用されておりましたが、始末書も添付されており周辺の土地利用状況からも転用許可申請はだとうなものと思われまます。

委員の皆様のご慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説

明を終わります。

議長 続きます、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明します。

農地区分につきましては、上島集落の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。申請地はすでに一部住宅用地として利用されておりまして、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりました。それで、今回の申請により是正されることとなります。

総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく、始末書も添付されておりまして、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もないならば承認でよろしいでしょうか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、この件については承認とさせていただきます。

○議案第33号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きます、議案第33号農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が9件っております。

そのうち、〇〇委員の案件がございますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第33号についてご説明いたします。まず、2ページをご覧ください。一覧表でございます。上から2段目が〇〇委員の案件でございます、賃借権の設定が5年でございます。これは更新でございます。田の9,072㎡が今回の再設定でござ



います。

それでは、4ページをご覧ください。〇〇委員と〇〇〇〇〇さんの賃借権の設定でございます。2筆で、1, 892㎡で5年で、小作料としましては玄米の1筆当りの60KGとなっております。

その下の5ページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃借権の再設定でございます。4筆で7, 180㎡。5年で、10アール当りの6, 000円の賃借権の設定でございます。

以上、〇〇委員の案件については説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
〇〇委員の入室を許可します。  
(〇〇委員入室)  
〇〇委員、承認されましたので報告します。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、その他の件について説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは残りの案件について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画がただ今の〇〇委員の案件と合わせて8件ございまして、合計面積が22, 348㎡。そのうち、再設定が3件の12, 643㎡。所有権の移転が1件の958㎡です。

それでは、議案書の一覧表、先ほどの2ページをご覧ください。ま



718円。所有権の引き渡しの時期が12月20日となっております。ちなみに、売り渡しの金額は1,020,000円となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成29年12月11日

会長 下田 司

委員 中山 忍

委員 村上 卓也